

進路指導関係

(大学等推薦基準)

第1条 大学等の推薦基準を次のとおりとする。

(1) 全学年を通じ評価の総平均が3.0以上か当該学校の推薦条件にかなうこと。

(2) 健康な体の持主であること。

(3) 出欠状況が良好であること。良好であるとは、次の基準を満たす。

無届欠席・・・ 6回以内(3ヶ年を通して)

無届欠課・・・ 10時間以内(3ヶ年を通して)

遅刻・・・ 15回以内(3ヶ年を通して)

但し、学年進行にともなって著しく良くなった者については、推薦委員会にかけることができ、尚、出席状況については当該学校の条件も満たさなければならない。

(4) 人物、性格が良好で、1, 2年で単位保留科目及び3年での単位保留懸念科目がないこと。また、懲戒指導を受けていない者。ただし、1, 2年で懲戒を受けた者でその後の経過が著しく良好な者については検討する場合もある。)

(大学等への推薦)

第2条 大学等への推薦は次の手順を踏まえるものとする。

(1) 推薦入学を希望する生徒は、校内推薦委員会で検討した生徒にかぎり推薦する

(2) 推薦委員会は、審議事項が発生したら速やかにひらく

(3) 推薦委員会提出資料

大学等推薦願い及び誓約書(本校推薦用紙:進路室)・・・生徒・保護者

大学等推薦委員会資料(指定用紙:進路室)・・・学級担任

(提出書類は出願校の受付初日の3週間前までに進学係りに提出)

(4) 留意事項

① 同一校への推薦で順位を決める必要のある場合は推薦委員会が行う。

(順位の基準は、推薦委員会が別に定めるものとする)

② 推薦は同一人につき一校とする。但し、併願可能校についてはその限りでない

※1 指定校推薦は同一人につき一校とする

※2 一般推薦(スポーツ・AO・自己等を含む)は、併願可能校については、同一人につき三校までとする

③ 3学年の成績は出願時において最新の評価を対象とする。

④ 各種専門学校・専修学校への推薦入学を希望する者については、本基準は適用しないものとし、進学係と学級担任で前項の基準を参考に適切な処理をするものとする。

⑤ 原則として、推薦合格が決まった者は必ず入学しなければならない。合格後の入学取り消しは認めない。

⑥ 大学出願後(3/31まで)懲戒指導を受けたものはその内容により職員会議の審議を経て、推薦を取り消すこともある。

(奨学制度)

第3条 高等学校に在学する生徒は、家庭の事情その他により学資の支弁が困難な場合には、国や県やその他の団体が設ける奨学制度を利用することができる。その制度は規定があり、採用基準により選考のうえ採用される。(採用基準等は各団体の資料参照)